

中津川市女性の活躍推進計画は、活力ある地域社会の実現に向けて、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に向けた新たな指針とし、なかがわ男女共同参画プラン（第4次）の基本目標4「男女が多様な働き方を選べる職場づくり」の取組と方向を同じくすることから、プランと一緒にものとして推進します。

なかがわ男女共同参画プラン（第4次）体系との関係

基本目標1 家族みんなで協力しあう家庭づくり

基本目標2 住民みんなが認めあう地域づくり

基本目標3 男女平等の視点に立った教育環境づくり

基本目標4 男女が多様な働き方を選べる職場づくり

女性の活躍を取り巻く現状と課題

働き方の見直しが求められています

- ・男性が生活中で優先する（優先せざるを得ない）順位では、「仕事」を選択する割合が最も多く、もっと「家庭生活」や「地域・個人の生活」と両立させたいと考えながらも、実際には育児や介護を男性があまり担っていないのが現実です。
- ・仕事と生活の調和に向けて施策を推進するとともに、特に男性が自分自身や部下の方の働き方の見直しを行うことや、意識を変えていくことが必要です。

性別による格差の解消が求められています

- ・就労の場における労働条件には男女格差があります。また、女性の働きやすい職場環境の整備は進んでいるとはいえない。
- ・それらを解消するため、雇用者および労働者に対する情報提供や研修、また女性の参画が少ない分野での就業支援が必要です。

女性の力が発揮される社会の実現が求められています

- ・働く場における女性の活躍促進は、今後の深刻な少子化に伴う労働力の減少を補うだけではなく、女性の社会参画を原動力とした経済活動を進めることができます。経済の活性化、更には国の繁栄につながると考えられています。そして、女性が活躍する企業は業績がよいという結果が出ています。
- ・全ての女性が、自らの希望により働き、又はこれから働きたい、またステップアップしたいと希望するとき、就業形態に関わらず、働く場面においてその力が十分に発揮される社会の実現に向けて取組むことが必要です。

基本施策① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境づくり

- ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- 職場での男女共同参画意識の啓発
- 男性にとっての男女共同参画の推進
- 男性の意識と職場風土の改革
- 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援や介護支援の環境整備
- 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進



取組施策

- 厚生労働省が認定する「くるみん」企業への申請及び認定の促進
- 厚生労働省が認定する「トモニン」企業への登録申請の促進
- 仕事と家庭生活の両立支援に取組む企業に対する支援
- 管理職を含めた企業トップ等への、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発
- 介護者が負担軽減できる介護サービスの充実
- 仕事と介護の両立への理解促進

基本施策② 男女がともに個性と能力を発揮できる職場づくり

- 職業能力の開発と再就職への支援
- 就労機会の情報提供
- 農林業や家庭内労働における就労環境の整備
- 柔軟な働き方の推進
- ハラスメントのない職場の実現



取組施策

- 多様で柔軟な働き方を実現できるよう、企業等へ好事例の紹介・啓発
- 妊娠・出産等による解雇等の不利益な取扱やセクシャルハラスメントが起こらないよう、男女雇用機会均等法等について周知徹底し、意識啓発を図る

基本施策③ 働く場における女性活躍促進

- 女性の登用促進のためのロールモデルの普及促進
- 女性の就業・再就職・起業・創業支援
- 女性の職業生活における情報の収集・整理・提供・啓発
- 事業主としての市役所の率先垂範



取組施策

- 働く場で活躍する女性のネットワーク作り
- 身近なロールモデル等の情報発信
- 「ぎふジョ」の発掘と登録促進
- 女性活躍を推進するアドバイザーによる、働く場における女性活躍の促進
- 中津川市創業支援事業計画に基づく起業支援の取組（相談体制整備）
- 企業誘致の推進による働く場の創設
- 厚生労働省が認定する「えるぼし」企業への申請及び認定の促進
- 長時間労働の是正・休暇の取得促進
- 職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討

◆女性の活躍推進に関する国の施策

政府は、女性の活躍推進は「経済政策」であるとし、成長戦略の中核に据え、経済界に対して積極的な女性の登用や情報開示を要請するなど、女性が活躍できる環境整備を強力に進めています。そして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における地方創生の取り組みにも、男女共同参画の視点が盛り込まれ、広い意味で女性の活躍を推進しています。

◆女性活躍推進法とは

平成28年4月から施行された女性活躍推進法は、正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、その名通り「働く女性の活躍を後押しします。」という法律です。この法律では、「女性自らの意思による」「女性の意思が尊重される」ことが重要なポイントとなっています。